

平成28年1月から

市役所での手続きにマイナンバー（個人番号）が必要になります



平成28年1月からマイナンバー（個人番号）の利用開始に伴い、国民健康保険・後期高齢者医療制度の手続きにおいて、届出書や申請書にマイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。

※国民健康保険に関する届出や申請は世帯主が行う必要がありますので「世帯主」とそれぞれの「対象となる方」の両方のマイナンバー（個人番号）が必要です。

マイナンバー（個人番号）の記入が必要となる書類

主なものとして次の手続きがあります。

国民健康保険	後期高齢者医療
資格取得・喪失 修学や施設入所のための市外転出 療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、 高額介護合算療養費の支給申請 第三者行為による被害の届出 被保険者証、高齢受給者証、資格証明書の再 交付申請 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額 減額認定証、特定疾病療養受療証の交付・再 交付の申請 葬祭費・出産育児一時金の支給申請 基準収入額適用申請 保険料の減免申請や軽減の届出	資格取得(75歳到達の人を除く)・喪失 被保険者証の再交付申請 限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾 病療養受療証の交付・再交付申請 療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、 高額介護合算療養費の支給申請

マイナンバー（個人番号）の確認・本人確認に必要なもの

申請・届出の際には個人番号の確認と本人確認のため、『通知カードなどのマイナンバーが確認できるもの』と『免許証等の本人確認ができるもの』を必ずお持ちください。

個人番号カードがあれば、一枚で「個人番号の確認」と「本人確認」ができます。

個人番号の確認

通知カード
または
個人番号付きの住民票

本人確認

運転免許証
または
パスポートなど

※通知カードをお持ちでない場合、個人番号付きの住民票を取得していただくこともあります。
通知カードは免許証等と一緒にご持参ください。

※顔写真が無いものは2種類以上の本人を確認できるものが必要です。
例) 国民健康保険被保険者証と年金手帳

鳴門市役所 保険課

【資格給付担当】 684-1360

【賦課収納担当】 684-1136